

## ○第195回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和6年1月19日（金）9：30～11：54

### 議事概要：

#### （1）動物用医薬品及び飼料添加物（サルファ剤\*<sup>1</sup>）の食品健康影響評価について

審議の結果、サルファ剤は評価の考え方<sup>注</sup>の3（3）①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*<sup>1</sup>スルファメトキサゾール、スルフィソゾール、スルファジメトキシシン、スルファモノメトキシシン、スルファジミジン、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファドキシシン及びスルファモイルダプソンについて、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

<sup>注</sup>「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）

#### （2）飼料添加物（2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル\*<sup>2</sup>）の食品健康影響評価について

審議の結果、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルは、本飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*<sup>2</sup>メチオニンを有効成分とする飼料添加物であり、牛用飼料に添加し、メチオニンを補給する目的で使用されます。